

〔論文〕

国際金融体制における国際会計基準の意義

小川文雄

名古屋学院大学商学部

要旨

従来の「国際会計基準」成立の説明は、証券市場におもに登場する企業、投資家、会計士、市場監督機関の四者から観たものであった。しかし、このほかに「国際会計基準」の承認・普及をもたらす国際経済社会における種々の動きが存在した。これらの点に着目し、「国際会計基準」の成立・発展を、グローバル経済のガバナンス問題とその対応の一環として、国際経済発展のより広い展望の中で認識し位置づけるため、まず第一に、発展途上国での「国際会計基準」の先行的遵守・普及における世界銀行の役割を検討し、続いて、1997-8年アジア通貨危機後のG7による国際金融体制の強化・改革過程での「国際会計基準」の国際的認知について検討する。

キーワード：世界銀行、アジア通貨危機、G7、FSB、健全な金融システムのための12の重要基準

The Significance of International Accounting Standards in the International Financial System

Fumio OGAWA

Faculty of Commerce
Nagoya Gakuin University

I. はじめに

「国際会計基準」成立の説明は、これまで一般には、次のように、言わば、証券市場に登場する企業と投資家、これをつなぎ、介在する会計士、市場監督機関の四者から観たものであった。

すなわち、第2次大戦後のIMF-GATT体制に基づく国際金融体制、国際貿易体制は順調に機能し、世界の貿易額や資本取引額、GNP、GDP、経済成長は増大、上昇し、西側先進諸国を先行・中心として諸国家間の相互依存関係はますます緊密なものとなってきた。こうした国際的経済動向のもと、1957年オランダの会計士Kraayenhofが第7回IAC（International Accountants Congress, 国際会計士会議）で会計・監査基準の国際的統一化に向けての基礎的な調査研究の必要性を主張したことを出発点として、その後1973年6月29日、IACに参加する主要9カ国の会計士団体が構成された国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee, 略称IASC）が設立された。さらに、紆余曲折を経て、IASCの設定した国際会計基準（International Accounting Standards, 略称IAS）のコア・スタンダードが、2000年に各国の証券市場監督機関で構成される証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions, 略称IOSCO）等の承認を得て、世界的に強制力を伴ったグローバル・スタンダードとして成立した。

一方で、当然のことながら、そうした企業や各国の経済活動のグローバル化のもとで、それ以前には見られなかった、つまり証券市場を超えた新たな国際的ガバナンス問題が生じていた。それら諸問題への諸対応の一つとして、「国際会計基準」の成立を説明することができる。そこで登場する国際的な諸機関や諸団体はより多様なものとなる。

つまり「国際会計基準」成立の歴史的背景として、国際会計基準の承認・普及をもたらす国際経済社会における種々の動きが存在した。これらの点に注目し、国際会計基準の成立・発展をグローバル経済のガバナンス問題とその対応としてより広く認識し位置づけることが、過去数十年間何よりもグローバル化として特徴付けられる国際経済発展のより広い展望の中で、国際会計基準成立・発展の意義を把握するための一つの有力な方法であると言える。

そこで、次のII. では、K. CamffermanとS. A. Zeffの所説¹⁾に基づき、発展途上国でのIASの先行的遵守・普及における世界銀行の役割を検討する予定であります。

続くIII. では、1997-8年のアジア通貨危機後のG7による国際金融体制の強化・改革過程でのIASの国際的認知について検討する予定であります。

II. 世界銀行によるIASの遵守・普及活動

IASCによる1975年のIAS第1号設定以来、約20年もの間、IASCメンバーを中心とした先進国の中では、カナダを除き、IASが承認、遵守されず、むしろIASCには参加できなかった発展途

1) Kees Camfferman and Stephen A. Zeff, 'Financial Reporting and Global Capital Markets. A History of the International Accounting Standards Committee 1973-2000', 2007.

上国で遵守されてきた。この理由として、もともと発展途上国は近代的な自国の会計基準を保有せず、また、近代的な会計基準設定機関も設置されていないこと等がしばしば挙げられている。

ところが、K. CamffermanとS. A. Zeffの所説によれば、この途上国での普及という状況の現出には、世界銀行（World Bank, 略称WB）が大きな影響を与えてきた。

世界銀行は、国連の専門機関であり、各国政府から債務保証を受けた機関に対し融資を行う国際機関である。世界銀行は1946年に設立され、当初は第2次世界大戦により荒廃したヨーロッパなど戦勝国をおもな対象として復興資金を融資するため、その復興後は発展途上国の開発のため、おもに社会インフラ建設等の開発プロジェクト毎に長期資金供給を行う機関として設立され、活動してきた。それは、おもにプロジェクト単位の融資、民間機関への貸付けをも行う当初からの国際復興開発銀行(International Bank for Reconstruction and Development, 略称IBRD)と最貧国(平均年収500ドル未満の国)に対する長期無利息の借款をIBRDよりも長期間貸し出す業務を行う1960年設立の国際開発協会(International Development Association, 略称IDA)を合わせた名称である。とくに先進国復興が完了してからは、世界銀行は開発資金援助に特化した。その間、貧困減少と生活改善を目的に発展途上国における民間セクターに対する投資支援や技術支援などを行う国際金融公社(International Finance Corporation, 略称IFC)が1956年に設立された。何れも国連の専門機関である。

周知のように、1980年代以降しばしば発生した開発途上国の債務問題に関しては、世界銀行は、1980年以降、国際通貨基金(International Monetary Fund, 略称IMF。国際収支危機に際しての短期資金供給を目的として、1946年設立)と共同で経済危機に陥った発展途上国に対し、構造調整プログラムの実施を条件として、経済支援を行ってきた。

その際、世界銀行は、第三世界において、会計専門職を開発し、IASCのIASおよび国際会計士連盟(International Federation of Accountants, 略称IFAC)の国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board, 略称IAASB)による国際監査基準(International Standards on Auditing, 略称ISA)を導入し、それらの基準を利用する学生および会計専門職のメンバーを訓練する活動を強力に支援、推進した²⁾。つまり、債務国におけるIASの利用を刺激、促進するための金融支援を提供してきた。世界銀行自身が、IASCが1981年に設置した諮問グループ(Consultive Group)の創立会員のひとつである。

今日、世界銀行は、財務諸表の最大の利用者の一つであり、毎年約5,000組の監査済み財務諸表を受け取る。財務報告のうち約1/4は営利企業、他は国営企業あるいは非営利企業のものである²⁾。国営企業のためにIASに準拠して一連の国際公会計基準(Inetrnational Public Sector Accounting Standards, 略称IPSAS)を設定したIFACの公営企業委員会(Public Sector Committee, 略称PSC)は、世界銀行から資金援助を受けている³⁾。

また、世界銀行の1989年度年次報告書1989 annual reportにおいて、すでに、その監査人であ

2) *ibid.* p. 441

3) *ibid.* p. 442

る Price Waterhouse は、その監査意見で、世界銀行の財務諸表は IAS と合致すると断言し、1990 年度同報告書では世界銀行も Price Waterhouse も IAS の遵守を証言した³⁾。

さらに、1995 年、世界銀行は「財務会計、監査および報告ハンドブック (Financial Accounting, Auditing, and Reporting Handbook)」というマニュアルを出版した。これは、すぐれた国内会計基準がない場合、財務諸表作成時の IAS 利用を求めるもので、それにより財務諸表の国際的な比較可能性、表示の首尾一貫性および容易な解釈を期待できるからである³⁾。そして、世界銀行は、Randolph Andersen がその中央会計部門の管理者となった 1993 年以降、発展途上国における会計、監査および財務管理のインフラストラクチャーとデータ・ベースの構築を目指していた⁴⁾。

また、彼は、1981 年設立の IASC 諮問グループの創立会員の一つであった世界銀行の代表として 1993 年から 1996 年まで当該会議に出席した。さらに、1999 年、彼は、発展途上国および市場経済移行国における会計に関する IASC の運営委員会のメンバーに任命された。⁵⁾

そもそも、世界銀行が 1981 年に創設された IASC 諮問グループへ参加を決定した主要根拠は、世界銀行の融資先プロジェクトに関する信頼できる情報に対する要求である。したがって、IBRD から借入をしていた多くの発展途上国は、高度の会計・監査基準を反映した定期報告書を提出する義務があった⁶⁾。つまり、IAS の遵守は世界銀行の言わば融資条件の一部となっていた。

また、1983 年、世界銀行系列下の IFC は、IFC からの債務者は、自己の財務諸表における注記の最初に表示される会計方針の要約において、適用可能で実行可能であるところではどこでも、IASC 基準に言及すべきであると、通知した。このような世界銀行の圧力を原因として、IASC 基準の影響が民間部門、さらに各国会計団体の協議事項に浸透してきたと考えられる。こうして、IAS のより強い提唱者は、IASC の創設メンバーよりも賛助会員、とくに発展途上国であると観察された。⁶⁾

III. 1997-8 年アジア経済危機後の国際会計基準の国際的重要性

——国際会計基準のもう一つの国際的認知

1. G7 1998 年 10 月 3 日宣言

IASC 基準は企業統治および企業の説明責任の重要な一部分を担うものであり、それゆえ経済発展の重要な一条件であるという、世界銀行の考え方は、1997-8 年アジア通貨危機直後の時期に当然より広く普及した⁷⁾。この危機に対応した 1998 年 10 月 3 日の「G7 財務大臣・中央銀行総裁宣言」⁸⁾の中には、国際的に合意された広範囲な会計基準案を 1999 年早期までに最終決定するこ

4) *ibid.* p. 441

5) *ibid.* p. 442

6) *ibid.* p. 182

7) *ibid.* p. 442

8) FSB., Press Release, 'Declaration of G7 finance ministers and central bank governors' October 30, 1998 (available at: http://www.fsb.org/wp-content/uploads/pr_981003.pdf)

とをIASCに求めること、そしてそれら諸基準のタイムリーな検討をIOSCO、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors, 略称IAIS）およびバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision, BCBS）は完了すべきであることが含まれていた。同G7宣言の全体的内容は、つぎのようなものである。

同G7宣言では、まず1997年にアジアで発生した金融問題により新興市場国家および国際金融体制における弱点が露呈したという現状認識のもと、G7各国の財務相および中央銀行総裁は、現況課題への対応に際してのG7間協力の強化の重要性、および国際金融体制を強化する広範囲な改革に迅速に共同で取り組む必要性で合意したとする。

続く、「現況の課題への対応」では、現況の課題に対するIMF、世界銀行やヨーロッパ、日本、アメリカ合衆国、ブラジル、アジアにおけるこれまでの対応やとくにIMFと世界銀行を中心とした融資枠の拡大に言及している。

そして、「国際金融体制に対する改革」では、G7は国際金融体制を強化するための特定の改革およびG7自らの活動による、適切な国際金融の機関やフォーラムにおける当該改革進展に合意した。国際金融体制の透明性および開放性の向上を企図した改革の内容は、最善慣行の国際的な原則、基準および規約の確認および普及、当該国際基準充足のための奨励策の強化、および発展途上国の経済金融インフラストラクチャー強化に役立つ公的援助の強化である。また、当該改革は安定性を保証し、国際金融体制監視を改善する政策および過程を含み、最終的には、先進国と途上国との協力を深める一方で、IMFのような国際金融機関の改革を目標とする。

「危機予防策：政策立案手続きおよび履行の透明性」では、G7は、公共部門では経済政策立案および経済統計、重要指標の開示に際しより一層の透明性を与えることに合意し、それゆえ、IMFの財政の透明性に関する優良慣行規定（The IMF' Code of Good Practices on Fiscal Transparency）の遵守や国際的に合意された通貨金融政策に関する行動規定（Code of Conduct on Monetary and Financial Policy）の遵守等を確約する。さらに、民営部門において、類似した透明性の基準が必要とされているとし、G7は、経済協力開発機構（Organisation of Economic Cooperation, 略称OECD）に対しては、世界銀行および他の規制団体との協議を伴う、健全な企業の統治および構造の原則規定に関する作業の1999年5月までの迅速な完了を、IASCに対しては、全範囲にわたる国際的に合意された会計基準案の1999年早期までの最終決定を、要求する。そして、IOSCO、IAISおよびバーゼル委員会は、この基準のタイムリーな再検討を完了すべきであると。BISに本部を置いた適切な委員会に対しては、新興市場国家、国家当局および他の関連する民営部門、公的部門の団体とともに、投資銀行、ヘッジファンドおよび他の機関投資家のような国際的な資本の流れに関わる民営部門の金融機関のための適切な透明性および開示の基準という問題の検討を要求する。そして、G7は、参加国の民営部門の機関が優良慣行の原則、基準および規定を遵守することを確実なものとするよう懸命に努力することを確約する。また、G7は、グローバル資本市場に参加するすべての国に対しては、同様に、それら国際的に合意された規定および基準の遵守の確約を要求する。IMFに対しては、基準設定団体と密接に協力した、IMF通常監視の一部としての、それらの規定および基準の施行の監視を、ならびにIMF加盟各国が国

際的に認識された透明性および開示の規定および基準を充足する程度のIMF監視の結果の、タイムリーで体系的な方法かつ透明性報告の形態での公表を要求する。また、ファンド、世界銀行、OECDおよび国際的な規制機関・監督機関に対しては、各国がそれら国際的に合意された規定および基準を充足するのを助けるため各国に助言を与える、必要な場合援助を与える目的で、密接に協力して活動することを要求する。

「国際金融体制の安定性」では、G7は、次のように合意する。まず、金融体制における安定性を監視し促進するため、そして国際的な監督団体・取締団体と親密に活動する国際的な金融機関のため、各国金融部門およびその取締・監督制度の監視をそれらが入手可能なあらゆる関連情報を伴い進めるより優良な過程が必要とされることに合意する。それゆえ、ピア・レビューの過程を含む、各国のおよび国際的な規制および監督の専門家による報告を用いた金融部門の強化された監視の過程の確立、IMF加盟国の通常の監視を支持することに合意する。この目的のため、金融部門の安定にかかわる重要な国際的な機関および重要な各国の当局を、国際金融体制における安定性を促進するおよびシステム・リスクを減じる政策の管理および展開において、それらの活動を共に、より良く協力させ、調整させることに合意する。G7は、これらの改革に関して関連する国際団体から意見を聞くことをDr. Tietmeyerに求めており、彼の結論を期待する。

上記波線部分について、次の本稿2. で論じる1999年2月11日Dr. Tietmeyerによる報告書「金融市場の監督および監視の領域における国際的な協力と調整」⁹⁾では、その「1. G7財務大臣および中央銀行総裁により発せられた指令」で次のように述べている。すなわち、

国際金融体制強化の方法を考える中で、G7は、ドイツ連邦銀行頭取Dr. Tietmeyerに対して、他の適切な団体と協議し、さまざまな国際金融上の規制・監督団体と問題に関心ある国際金融機関との間の協力および調整のための取り決めをそれら諸団体と考慮し、必要とされる新たな構造および取り決めのための勧告を、迅速にG7に提出することを求めた。

上記のように、G71998年10月3日宣言で、G7は、現況課題への対応に際してのG7間協力の強化の重要性、および国際金融体制を強化する広範囲な改革に迅速に共同で取り組む必要性で合意したとしている。国際金融体制の透明性および開放性の向上を企図した改革の内容は、最善慣行の国際的な原則、基準および規約の確認および普及、当該国際基準充足のための奨励策の強化、および発展途上国の経済金融インフラストラクチャー強化に役立つ公的援助の強化であり、安定性を保証し、国際金融体制監視を改善する政策および過程を含む。また、政策立案手続きおよび履行の透明性を危機予防策として、G7は、公共部門の他、民営部門においても、透明性の基準が必要であり、その一翼を担うIASCに対する全範囲にわたる国際的に合意された会計基準案の1999年早期までの最終決定を、IOSCO、IAISおよびバーゼル委員会に対する当該基準のタイム

9) Tietmeyer, Hans, 'International cooperation and coordination in the area of financial market supervision and surveillance' February 11, 1999 (available at: <http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r-9902.pdf#search=%27hans+tietmeyer+report%27>)

リーな再検討の完了を要求する。そして、参加国の民営部門の機関に優良慣行の原則、基準および規定を確実に遵守させることを確約している。また、G7は、グローバル資本市場に参加するすべての国に対しても、国際的に合意された規定および基準の遵守の確約を要求している。また、ファンド、世界銀行、OECDおよび国際的な規制機関・監督機関に対しては、国際的に合意された規定および基準の各国による充足を助けるため各国に助言を与える、必要な場合援助を与える目的で、密接に協力して活動することを要求する。

つまり、1997-8年アジア通貨危機に対応した国際金融体制の強化策の中心に、国際金融体制の透明性の向上を据え、民営部門においても透明性の基準が必要であることから、透明性を高める優良慣行の基準の一つとして、国際的に合意された会計基準の開発、普及、遵守を求めている。

2. 1999年2月11日 Dr. Tietmeyerによる報告書

翌1999年2月11日、Dr. Tietmeyerは、G7からの委託に応じて、「金融市場の監督および監視の領域における国際的な協力と調整」と題する報告書をG7に提出した。

同報告書の「1. G7財務大臣および中央銀行総裁により発せられた指令」では、G7からの指令を満たすため、G7各国、国際金融機関およびさまざまな国際団体の代表とTietmeyerが徹底的に行った協議が、市場の適切な機能化を保護するために改善が不可欠な国際金融体制の重要領域を確認するのに役立ち、広範囲な合意がこの協議過程の間に現れ、当該報告書に反映されたと述べる。

当該報告書の「2. 国際金融体制の監督および監視のための現行の取決め」では、金融体制の安定性を促進するための現行の国際的な取決めを記述する。国際金融体制の監督および監視に関する現行の取決めに対して責任を分かち合う様々な国際的組織があり、まず、さまざまな方法でグローバル金融体制の強化に貢献する国際金融機関（The International Financial Institutions, 略称IFIs）として、IMF、IBRD（World Bank）に加えBISとOECDを挙げる。続いて、監督業務の協力および調整に影響を与える、さまざまな部門特有の国際的規制者グループおよび監督者グループとしてBCBS、IOSCOおよびIAISを挙げる。さらに、市場のインフラストラクチャーおよび機能化に関わる中央銀行の専門家グループとして、CPSS（the Committee on Payment & Settlement Systems）、CGFS（the Committee on the Global Financial System, 正式にはEuro-Currency Standing Committee）を挙げる。

「3. 改善が必要とされる領域」では、国際金融市場の最近の出来事が改善を必要とする3つの領域を明るみにしたという。第一に、各国のおよび国際的な金融体制における初期の脆弱性を確認するのを助けるには努力の強化が必要であり、システムリスクの原因のより良き理解および当該原因を軽減するために有効な金融、規制、監督上の政策の考案には手続きの協調が必要であるとする。第二に、国際的な最善慣行のルールと基準が開発、履行され、そのような基準間のギャップが効率的に確認され、埋められることを保証するためには、より効果的な手続きが必要とされる。第三に、整合性のある国際的なルールと取り決めがあらゆるタイプの重要な金融機関にわたり適用され、金融安定に責任を有する当局間の継続的な情報の流れのために手続きが存在するこ

とを保証するためには、取決めの改善が必要である。

その第二の領域について述べた「3.2行為の基準および規定の開発および履行」では、次のように述べている。今後数年内の国際社会の重要な課題は、認められた最善慣行、とくにBCBSおよびIOSCOの両者により発表されたコア原則および他のグループにより開発中のコア原則の遵守の広範囲な履行を促進し、監視することであろう。国際金融機関は、自らが確立した協議の手続きを用いて、自らの金融体制を強化中の各国を支援する必要がある。各国当局および国際監督グループにとって入手可能な情報および専門的意見は、それらの任務における国際金融機関の有効性を高めうるし、そして逆も成り立つ。

また、「3.4取り組むべき特定の問題」では、行動が必要とされる領域の一つとしてつぎのものが挙げられている。すなわち、最近の市場の出来事の結果として金融機関での組織内危機管理の改善の促進およびあらゆる市場参加者にとって適切な透明性および開示のルールの促進を含む、国際的に最善の慣行および基準の開発および履行の強化および適切な場合の促進が挙げられている。

最後に、「4. 国際金融市場の監視および監督の領域における協力の改善のための提案：金融安定フォーラムの開催」では、次のように述べている。前のセクションでは、国際金融体制の監督および監視のための現行の取決めに強化しういくつかの特定の領域を並べた。全面的な制度的変更は、これらの改善を実現するために必要とされない。代わりに、国際金融体制の安定性を促進する努力、システムリスクを減じるために市場機能化を改善する努力を、各国のおよび国際的な当局およびグループが調整しうことを保証するために、指令と連動した過程が稼働し始めるべきである。続いて、適切と思われるアプローチを述べている。G7は金融安定フォーラム開催でイニシアティブをとるべきである。そのようなフォーラムは、グローバル金融体制に影響を与える問題および脆弱性を評価し、それらに取り組むために必要な行動を確認し監視するために定期的に開催されるべきである。フォーラムはG7の大臣および中央銀行総裁に報告するものとする。フォーラムは、過去数年にわたり国際金融体制を強化する目的でG7により開催されてきた一連の臨時グループにとって代わるものとする。フォーラムは、有効な意見交換および合理的な期限内の行動志向的結果の達成に限定されるべきである。行動の目的、優先順位およびプログラムを開発するに際し、フォーラムは、そのメンバーを通じて、相対的な利益を考慮しながら、活動するものとする。

上記のように、当該報告書の「2. 国際金融体制の監督および監視のための現行の取決め」では、金融体制の安定性を促進するための現行の国際的な取決めに記述し、国際金融体制の監督および監視に関する現行の取決めに対して責任を分かち合う様々な国際的組織があるとして、第一に、グローバル金融体制の強化に貢献する国際金融機関（IFIs）であるIMF、IBRD（WB）、BIS、OECD、第二に、監督業務の協力および調整に影響を与える、さまざまな部門特有の国際的規制者グループおよび監督者グループであるBCBS、IOSCO、IAIS、第三に、市場のインフラストラクチャーおよび機能化に関わる中央銀行の専門家グループであるCPSS、CGFSを挙げている。

これに対し、IASC・IASBが公表するIAS・IFRSやIFACが発表するISAは、「3.2行為の基準および規定の開発および履行」で言及された「他のグループにより開発中のコア原則」に相当すると考えられる。つまり、IAS・IFRSやISAは、「3.4取り組むべき特定の問題」で行動が必要とされる領域の一つとして挙げられた、「……あらゆる市場参加者にとって適切な透明性および開示のルールの促進を含む、国際的に最善の慣行および基準の開発および履行の強化および適切な場合の促進」に関わるものと考えられる。しかも、IASC・IASB、IFACは、国際的な最善慣行・基準の開発・普及を担う専門グループとして、国際金融体制の監督および監視に関する現行の取決めに対して責任を分かち合う国際的組織に仲間入りしたと考えられる。

3. 1999年2月20日G7財務大臣・中央銀行総裁のコミュニケと金融安定フォーラムの設立

その後、1999年2月20日、G7は、前年1998年10月3日Dr. Tietmeyerに求めた課題の回答を1999年2月11日に受け、国際金融構造について議論した。その内容は、「G7財務大臣・中央銀行総裁のコミュニケ」¹⁰⁾と題して発表されている。

その中で、「国際金融通貨体制の強化」の箇所では、国際金融構造の透明性の強化および向上に関する進行中の作業の経過を再検討し、前年10月30日の報告書以来進捗のあったいくつかの領域の中で、BIS、各国中央銀行および他の関連当局と密接に協力して作業し、通貨金融政策透明性のための最善慣行規定の開発においてIMFによりなされた進捗、国際的に合意された一連の核心的な基準のIASCによる完成、および企業統治の原則に関してOECDが行った進捗に言及し、支持する。

また、「金融安定フォーラム」の箇所では、まず、金融市場の監督および監視の領域における国際的な協力および調整に関する報告書のことでHans Tietmeyerに感謝する。その上、各国のそして国際的な当局および関連する国際的な監督団体と専門家集団が、国際的金融安定を促進し、市場の機能を改善しそしてシステム・リスクを軽減するというそれぞれの責任をより有効に呼び起こし、調整しうることを確保するための、金融安定フォーラムの開催でG7がイニシアティブをとるべきであるという提案を、G7は歓迎する。そして、必要な場合国際的に最善の慣行および基準の開発や強化の促進、そしてそれらの取り組みや履行の優先順位の明確化を含みつつ、グローバル金融体制に影響を与える諸問題および脆弱性を評価し、それらに取り組むために必要とされる活動を確認し調査するために、同フォーラムを定期的に開催する予定に、G7は合意する。また、金融安定に責任のある各国当局の代表、関連する国際的な金融機関および組織に加えて、国際的な監督団体および専門家集団からも、同フォーラムを構成しようとすることに、G7は合意する。

10) IMF, 'Communiqué of G-7 Finance Ministers and Central Bank Governors' February 20, 1999 (available at: fsb.org/wp-content/uploads/pr_990220.pdf)

そもそも、IASCは多年にわたり、BCBSおよび世界銀行と接触してきた。これは、IASCの諮問グループに、世界銀行は1981年の同グループ創設時より、BCBSは1990年より加わっていたからである。他方で、BCBSの代表は同G7会議にゲストとして歓迎されていたのである。その上、企業や経済社会の情報に関してより高い透明性が必要であることをアジア通貨危機の教訓として得られたため、より高度の国際会計基準の設定を目指してきたIASCが当時の英首相 Tony Blair はじめG7指導者たちにより評価されたのである¹¹⁾。その後、2000年4月にBCBSはIASCによる15のコア・スタンダードに対する支持を宣言した。また、2000年5月にIOSCOもそれを承認した¹²⁾。これに対し、IAISは2000年以降もIASC(2001年よりIASB)の提案する“国際保険会計基準” international insurance accounting standards に関してIASCと交渉している¹³⁾。

この背景には、同じく前述のTietmeyer報告書と関連した、上述のG7コミュニケで表明された「金融安定フォーラム」設立というもう一つの出来事がある。すなわち、アジア通貨危機に対応して、1998年10月G7の各国財務大臣・中央銀行総裁は、当時ドイツ連邦銀行総裁の Hans Tietmeyer に、国際金融システムにおける安定化を促進し、各国および国際監督団体と国際金融機関との協同を改善することを目指して、協議を開始し、一連の助言を提案することを求めた。そのTietmeyer Reportにより、1999年2月のG7ボン会議において、G7等主要各国金融当局、IMF・WB・OECD・BIS・BCBS等国際金融団体は、国際金融上の監督や監視における情報交換や協同の向上を通じた国際的金融安定を促進するため、金融安定フォーラム (Financial Stability Forum, 略称FSF、その後、2009年G20 ロンドン・サミットで後継の金融安定理事会 Financial Stability Board, 略称FSBを設立) を設立した¹⁴⁾。

翌2000年3月、FSFはIMF、OECDおよびBCBS等の諸団体により発表された多数の諸基準か

11) Kees Camfferman and Stephen A. Zeff, *op. cit.*, pp. 442-3

12) *ibid.* p. 443

13) 2001年9月に発行された、2000年10月から2001年7月までの期間をカバーしたIAISの年次報告書 (International Association of Insurance Supervisors, 2000 Annual Report. pp. 1 and 27) では、次のように記載されている。

あらゆる国際会計基準の再検討を含むG7財務大臣からの要請の結果としてIASCの権限が拡大したことを踏まえ、IAISは、保険のための基準を開発するIASCの作業に従い、参加するために、IAIS内に会計小委員会 (The Accounting Subcommittee) を設置した。この二次的な任務の達成のため、小委員会は資産評価および他の諸問題に関する小部会 (the Subgroup on Asset Valuation and Other Issues) を設置し、今日までIAS39および金融商品に関する共同作業部会の基準草案の再検討に努力を集中し、それらに対し前向きなコメントを述べている。これらのコメントの再検討の結果、IASCの保険運営委員会は、IASBに向けた、原則書草案の形態の報告書を開発した。当該報告書および保険プロジェクトの状況についてまだ議論されていない。とくに企業の固有の価値 (entity-specific value) あるいは公正価値 (fair value) による保険契約の測定についての、当該報告書の提案から生じる実務上および概念上の諸問題を判断するため、運営委員会は何社かの保険会社を訪問し、当該提案の現地調査を行うことを望んでいる。

14) FSB., Press Release, 'Financial Stability Forum endorses policy actions to reduce global financial vulnerabilities' 26 March 2000 (available at: http://fsb.org/wp-content/uploads/pr_000325.pdf).

ら選択された、善良な実務のための最低限の要件を表すものとして広く認められている、「健全な金融システムのための12の重要な基準」(The 12 Key Standards for Sound Financial Systems)を指定し、それら諸基準の実行をFSFメンバーの優先事項とした¹⁵⁾。

そして、前述のBCBSのIAS承認は翌4月、IOSCOのIAS承認はさらに翌月の5月である。したがって、IOSCO等によるIAS承認は、IASCの、とくに1981年諮問グループ設立以後の多様な国際機関との交渉努力の賜物ではあるものの、1997-8年アジア通貨危機後の国際金融体制におけるG7による透明性重視の判断、G7が設立したFSFの「12の重要な基準」設定が、証券市場の壁を超えたIASの国際的認知をもたらしたと言える。IASCの国際会計基準もこれに含まれていた。

次に記載するものは、同じ2000年の8月31日に公表されたものである¹⁶⁾。なお、重要基準のリストは、国際レベルでの政策展開に照らして、FSBにより定期的に再検討され、改訂されることとなっている。したがって、現在のもの¹⁷⁾は、「International Accounting Standards (IAS)」の部分が「International Financial Reporting Standards (IFRS)」と、「IASC」の部分が「IASB」となっている。

Subject Area	Key Standard	Issuing Body
Macroeconomic Policy and Data Transparency		
Monetary and financial policy transparency	Code of Good Practices on Transparency in Monetary and Financial Policies	IMF
Fiscal policy transparency	Code of Good Practices in Fiscal Transparency	IMF
Data dissemination	Special Data Dissemination Standard/General Data Dissemination System	IMF
Institutional and Market Infrastructure		
Insolvency	Principles and Guidelines on Effective Insolvency Systems	World Bank
Corporate governance	Principles of Corporate Governance	OECD
Accounting	International Accounting Standards (IAS)	IASC
Auditing	International Standards on Auditing (ISA)	IFAC
Payment and settlement	Core Principles for Systemically Important Payment Systems	CPSS
Market integrity	The Forty Recommendations of the Financial Action Task Force on Money Combating Money Laundering	FATF
Financial Regulation and Supervision		
Banking supervision	Core Principles for Effective Banking Supervision	BCBS
Securities regulation	Objectives and Principles of Securities Regulation	IOSCO
Insurance supervision	Insurance Supervisory Principles	IAIS

15) Kees Camfferman and Stephen A. Zeff, op. cit., p. 443

16) FINANCIAL STABILITY FORUM, 'Report of the Follow-Up Group on Incentives to Foster Implementation of Standards' 31 August 2000, pp. 17 (available at http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_0009.pdf)

17) available at http://www.fsb.org/what-we-do/about-the-compedium-of-standards/key_standards/#mepolicy

IV. むすび

II. では、K. CamffermanとS. A. Zeffの所説に基づき、発展途上国におけるIASの先行的遵守・普及における世界銀行の役割を検討し、世界銀行が1981年に創設されたIASCの諮問グループへの参加を決定した主要根拠が、同銀行の融資先プロジェクトに関する信頼できる情報に対する要求であり、IASの遵守を同銀行の言わば融資条件の一部としていた。したがって、IASの影響が民間部門や各国会計団体の協議事項に浸透していた原因がこのような言わば“世界銀行の圧力”であったことを確認することができた。

続くIII. では、1997-8年のアジア通貨危機後のG7による国際金融体制の強化・改革過程でのIASの国際的認知について検討し、国際金融体制におけるG7による透明性重視の判断、G7が設立したFSFによるIASを含んだ「12の重要な基準」設定が、証券市場の壁を超えたIASの国際的認知をもたらしたことを明らかにした。つまり、1997-8年アジア通貨危機→1998年10月3日G7宣言→1999年2月11日Tietmeyer報告書→1999年2月20日G7コミュニケ→2000年3月健全な金融システムのための12の重要な基準発表→2000年4月BCBSによるIAS承認→2000年5月IOSCOによるIAS承認という当時の流れの中で、1998年10月3日G7宣言中の「IASCに対する国際的に合意された会計基準の1999年早期までの最終決定要求、IOSCO・IAIS・BCBSによる当該基準のタイムリーな再検討完了要求」および2000年3月の「健全な金融システムのための12の重要な基準」発表がIASの広く国際的な認知をもたらしたことを明らかにした。